

16. 災害支援制度と復興都市計画

16. 災害支援制度と復興都市計画

1. 被災建築物応急危険度判定制度

被災建築物応急危険度判定は、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物を調査し、判定結果を建築物の見やすい場所に表示して、居住者や付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することです。

また、これらの判定は、建築の専門家が個々の建築物を直接見て回るため、被災建築物に対する不安を抱いている被災者の精神的安定にもつながると言われています。

(1) 被災建築物応急危険度判定の体制整備

県では、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ適確に実施出来るよう、体制の整備を図っています。

判定活動の実施主体となる市町村の職員や建築士等の建築技術者に対し、応急危険度判定に必要な建築技術を習得するための講習会を開催し、応急危険度判定士を養成しています。(図-16-1)

図-16-1 被災建築物応急危険度判定



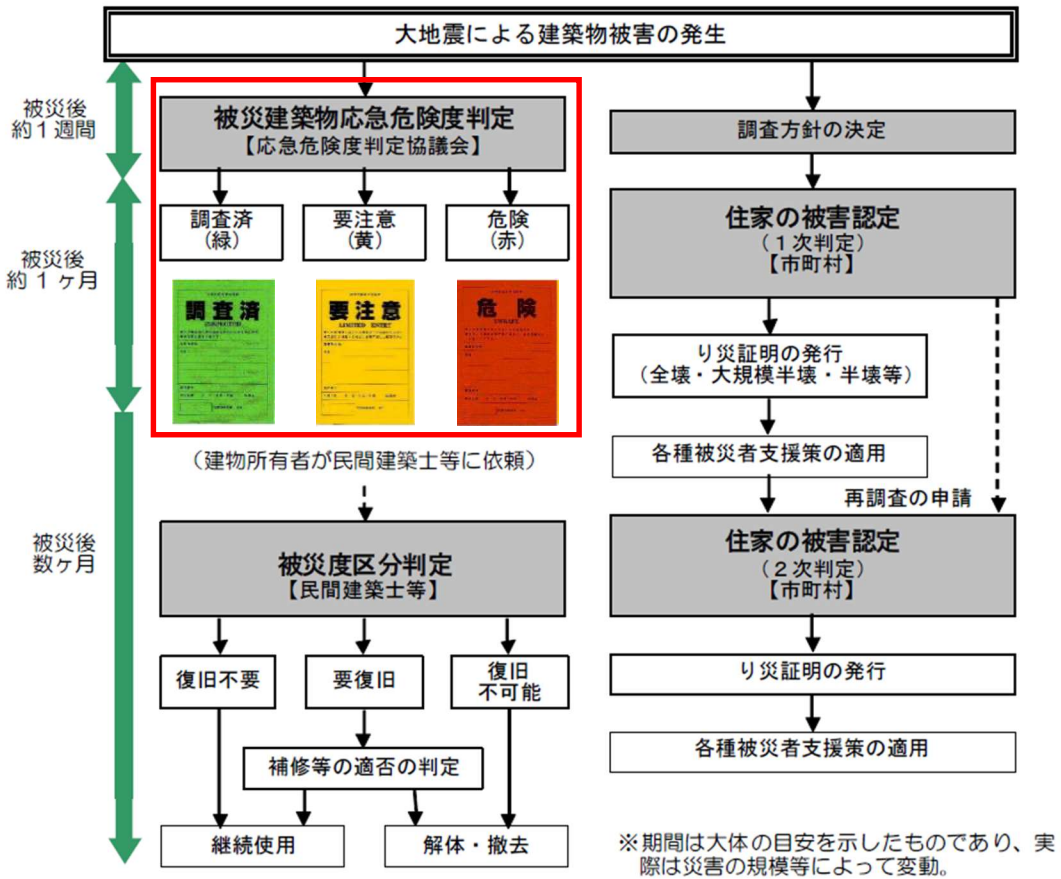
被災建築物応急危険度判定士を派遣(写真上 能登半島地震 令和6年(2024)、写真下 熊本地震 平成28年(2016))

16. 災害支援制度と復興都市計画

(2) 建築物被害調査の種類

大地震時後に行われる主な建築物被害調査は、「被災建築物応急危険度判定」、「被災度区分判定」、罹災証明書を交付する「住家の被害認定調査」があります。(図-16-2)

図-16-2 建築物被害調査の関係



名称	被災建築物 応急危険度判定	被災度区分判定	住家の被害認定調査
目的	余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止	被災建築物の適切かつ速やかな復旧	住家の被害の状況を調査し、住家に係る「罹災証明書」を交付
実施時期	地震直後～2週間程度	地震後3カ月～半年	地震後1週間～数カ月程度
実施主体	市町村が実施(県・全国協議会が支援)	建物所有者	市町村
判定調査員	応急危険度判定士(行政職員又は民間建築士等)	民間建築士等	主に行政職員
判定内容	当面の使用の可否	継続使用のための復旧の要否	住家の損害割合(経済的被害の割合)の算出
判定区分	「危険」、「要注意」、「調査済」	「要復旧」、「復旧不可能」等	「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」等
判定結果の表示	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	判定結果を依頼主に通知	市町村が被害の程度を証明する「罹災証明書」を被災者に交付

16. 災害支援制度と復興都市計画

2. 被災宅地危険度判定制度

(1) 被災宅地危険度判定制度とは

大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的としています。

(2) 被災宅地危険度判定士とは

被災宅地危険度判定士は、被災した市町村又は県の要請により、宅地の二次災害の危険度の判定を行う技術者です。主に土木、建築等の技術者で、一定の専門技術資格・経験を有し、県が実施する「被災宅地危険度判定士養成講習会」を受講した後に登録した者です。判定活動をする場合、登録証を携帯し、「被災宅地危険度判定士」と明示した腕章やヘルメットを着用しています。

(3) 被災宅地危険度判定の概要

宅地判定士を含む2～3人が1組で、調査票等に定められた客観的な基準により、目視可能範囲の箇所について、被害状況を調査し、その結果より危険度を判定します。

図一⑯-4 熊本地震における判定状況写真



ア 被害状況の確認（擁壁・宅盤）

宅地や擁壁に亀裂や崩壊がないか等を調査し、宅地の平面図、被害箇所の断面図を調査票に記載していきます。

イ 被害状況の詳細調査

各被害状況の詳細（亀裂の幅、傾き状況等）を調査し、被害程度に応じて点数化し、各宅地の被害程度を点数化していきます。

ウ 調査結果の掲示

各宅地の被害点数に応じて、宅地所有、近隣住民が余震により二次災害にあわないよう、宅地の状況を周知するため、結果票を目立つ箇所に掲示します。

(4) 判定結果の表示

判定結果は、3種類の判定ステッカーを見えやすい場所に表示し、使用者・居住者だけでなく、付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを識別できるようにします。判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法についての簡単な説明や二次災害防止のための処置についても明示します。（図一⑯-3）

図一⑯-3 判定ステッカー



5) 千葉県登録の判定士の活動について

平成28年度熊本地震においては、判定士を熊本に派遣し、被災宅地危険度判定を実施した。また、令和5年台風13号の接近に伴う大雨においては、県職員による被災宅地危険度判定を実施した。（図一⑯-4）

16. 災害支援制度と復興都市計画

3. 住宅支援

(1) 災害時における住宅支援の概要

ア 県営住宅の無償提供

住宅に大きな被害を受け、居住継続が困難な方に対し、一定期間、家賃、敷金、駐車場使用料を免除して県営住宅への受け入れを行います。

イ 災害救助法に基づく応急修理の実施

住家が準半壊以上の被害を受けた者に対して、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最低限度の修理を行うことで、引き続き元の住家で日常生活を営むことができるようにするもので、必要な個所にかかる修理費（限度額：半壊 706,000 円以内、準半壊 343,000 円以内）を市町村から修理業者に支払います。

ウ 災害救助法に基づく応急仮設住宅の提供

住家が全壊又は半壊であっても住宅として利用ができず自らの住家に居住できない者に対して応急仮設住宅の提供を行うものです。応急仮設住宅には、建設事業者団体等の協力を得て建設する「建設型応急住宅」、民間賃貸住宅を借り上げて供与する「賃貸型応急住宅」があります。

エ 住家の修理等に係る被災者相談窓口の設置

被災した住宅の修理等に関する相談や修理業者の紹介を行う窓口を「ちば安心住宅リフォーム推進協議会」及び「(一社) 全国木造建設事業協会千葉県協会」の協力により設置します。

図-16-5 応急仮設住宅（建設型）設置状況
(旭市：東日本大震災による)



オ 災害復興住宅利子補給事業

災害により被災した住宅の補修等に係る被災者の経済的負担を軽減するため、被災者が資金を金融機関から借り入れる場合に、市町村と共同して利子の一部を助成します。

(2) 過去の災害における支援状況

県では、令和元年(2019)房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨により被災した住宅に対して、表-16-1のとおり支援を行いました。また、令和5年(2023)台風第13号に伴う大雨においても、同様の支援を行っています。

表-16-1 被災した住宅への支援状況

	県営住宅の無償提供(戸数)	応急修理完了(件数)	応急仮設住宅(戸数)		利子補給(件数)
			建設型	賃貸型	
令和元年 房総半島 台風等	63戸	6,154件	0件	616戸	163件

(3) 関係団体との協定

ア 応急仮設住宅の建設に係る協定

県では下記団体との間に協定を締結し、県の要請に基づき各団体が応急仮設住宅を提供する体制を整えています。

協定団体：一般社団法人千葉県建設業協会
一般社団法人プレハブ建築協会
一般社団法人全国木造建設事業協会
一般社団法人日本ログハウス協会
一般社団法人日本ムービングハウス協会

イ 被災した住宅の応急修理に係る協定

県では下記団体との間に協定を締結し、県から修理に関する協力の要請を受けた協会は、協会員である住宅建設業者のあっせんをするなど、被災した住宅の修理について可能な限り協力することとなっています。

協定団体：一般社団法人全国木造建設事業協会

ウ 民間賃貸住宅の借り上げに係る協定

県では下記団体との間に協定を締結し、災害時には、各協会から情報提供のあった賃貸住宅を借上げ、応急仮設住宅として提供する体制を整えています。

協定団体：一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会
公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部
公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会
連合会、同協会千葉県支部

16. 災害支援制度と復興都市計画

エ 住宅復興に係る協定

被災者からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する住宅相談窓口の開設等により、住宅の早期復興を支援するために、独立行政法人住宅金融支援機構と協定を締結しています。

4. 下水道に係る災害支援

下水道施設は、県民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠となっています。

このため、千葉県の各流域下水道では、大規模な災害、事故、事件等で職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、たとえ中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、業務継続計画（BCP）を策定・運営しています。

また、市町村が実施する公共下水道については、大規模な被害発生時には、早急に情報共有を図るため、県からリエゾン職員を派遣し、対応しています。

なお、流域下水道において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時等における応急対策の協力に関する協定書」及び千葉県環境整備協同組合と締結した「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」により応急対策を行うとともに、県単独で対応できない下水道被害が発生した場合には、東京都など1都7県等との「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応急措置の支援を要請することとしています。

16. 災害支援制度と復興都市計画

5. 復興都市計画

(1) 背景

地震や河川氾濫等により市街地が被災した場合は、都市の再構築と被災者の速やかな生活再建を図るため、早期に都市の復興計画を定め、迅速かつ円滑に復興事業を進めていく必要があります。また、いつ起こるかわからない災害に対しては、防災対策・減災対策と並行して、被災後の復興対策についても日頃から検討し、復興に向けた事前準備（事前復興）の取り組みを進めておくことが重要です。

(2) 事前復興

事前復興とは、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、過去の災害からの復興まちづくりの課題、教訓等を踏まえ、復興に向け事前に準備を取り組むものです。大規模な災害が発生した際、県や市町村等の行政団体は、災害への初動対応（避難所や仮設住宅の設営、被害状況の確認等）や復旧（道路啓開、ライフラインの復旧、がれき処理等）に係る業務量が膨大となるため、復興まちづくりの計画を初動対応と並行して策定することは、非常に困難な作業となることが想定されます。その中で、復興の方向性を示し、復興まちづくり計画を立案し、住民との合意形成を図ることが必要だが、様々な課題の発生が想定されます。

また、復興に時間がかかりすぎると、住民や企業が疲弊し、再生する意欲を失い、まちから人員が離れるなど、地域の活力が失われ、まちの存続が危うくなる恐れがあります。一方、大規模災害時の復興事業は大規模かつ複合的なものとなるため、住民が意欲を持って働き、暮らすために迅速にまちの復興を成し遂げるため、復興まちづくり計画を速やかに策定し、復興に向けたプロセスを早期に示すことがとても重要となります。

(3) 復興に向けたプロセス

ア 建物被害概況調査（被災後1週間以内）

災害対策本部等を集積する情報に基づき、区

内全域のおおまかな家屋等被害を把握するため、建物被害概況調査を実施します。この調査は、後に行う建築基準法第84条による第一次建築制限区域指定の判断材料とするために行うものです。

イ 第一次建築制限（建築基準法第84条の指定）の実施（被災後2週間以内）

市街地の無秩序な建築行為がその後の市街地の再建に影響を与えないように特定行政庁は、都市計画担当部局と調整し、*建築基準法第84条に基づく建築制限（災害発生日から1か月。ただし、1か月を超えない範囲で延長可能）区域の指定を実施します。

この建築制限は、復興土地区画整理事業等の市街地開発事業の導入が前提となるため、建築制限区域の設定にあたっては事業区域を想定しながら行い、想定される公共施設管理者と早い段階から連携・調整を図ることが必要となります。

ウ 都市復興基本方針の策定（任意）（被災後2週間以内）

被災後は速やかに、都市の復興に関する基本的な方針を住民へ示すため、「都市復興基本方針（以下、基本方針）」を策定し、公表します。

建物被害概況調査の結果を参考に、速やかに都市の復興に係る基本的な方針を住民に示す必要があるため、基本方針を作成するとともに、第一次建築制限区域の指定を行います。

エ 建物被害状況調査（第二次調査）（被災後1か月以内）

建築制限を実施している地区を中心に、区域内の全建物の被害状況を把握します。被災状況の把握にあたっては、「建築物応急危険度判定調査」の結果等を収集して行い、被害状況の把握ができない地区については、補足的に現地調査を実施します。また、第一次建築制限は災害

16. 災害支援制度と復興都市計画

発生日から1か月以内を期限としていますが、市町村からの申出を受けて、延長の必要性を判断し、さらに1か月間の制限期間の延長を行う必要があります。

オ 被災市街地復興推進地域の設定（被災後2か月以内）

建物被害状況調査の結果を基に、被災後2か月以内にインフラ等の復旧・復興計画を踏まえた復興後の土地利用に係る方針や形態に関する検討を行います。この検討により、被災市街地復興特別措置法第5条に基づく被災市街地復興推進地域を選定します。後の都市計画決定により、同地域として指定することで同法第7条に基づく建築制限（第二次建築制限）を実施が可能となるため、今後の事業計画との整合を図ることが重要です。

カ 都市復興基本計画（骨子案）の策定（被災後2か月以内）

都市復興基本方針を踏まえ、都市復興の骨格部分の考え方（骨子）を示した「基本計画（骨子案）」を策定し、公表します。

本骨子案は、都市復興に向けた住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、都市の骨格をなす都市施設や復興対象地区ごとの整備の方向性を提示し、被災地の迅速な復興を推進するために策定します。

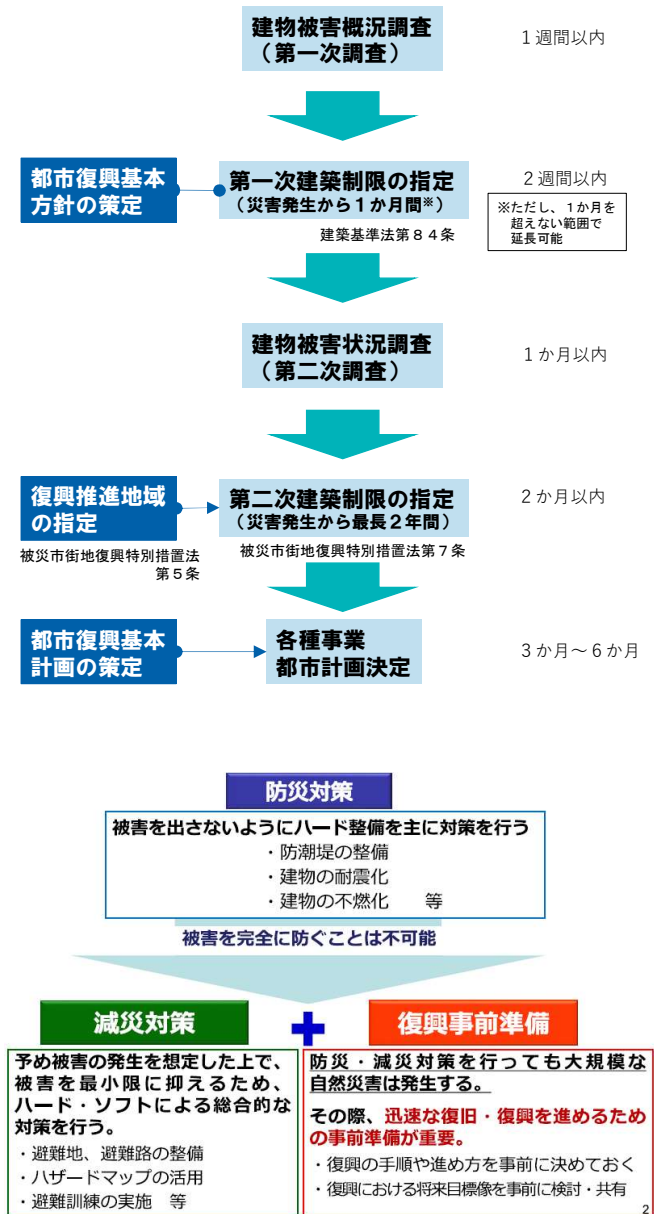
キ 被災市街地復興推進地域の都市計画決定・第二次建築制限（被災市街地復興特別措置法第7条）の実施（被災後2か月以内）

被災市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、復興地区区分や市街地開発事業の事業区域等としての精査を行った上で、被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行います。被災市街地復興推進地域における建築行為等の制限は発災から最長2年間であり、復興事業等（市街地開発事業や土地区画整理事業など）の都市計画決定されるまで効力が生じます。

ク 都市復興基本計画の策定と公表（被災後3～6か月以内）

都市復興基本計画（骨子案）を基に、各地区の都市復興事業等の検討状況や見通しの内容を反映させた具体的な都市復興施策を体系的にとりまとめ、被災者や住民との合意形成を図り、都市復興のマスタープランとして、都市復興基本計画の策定、公表を行います。

図一⑯-6 復興都市計画策定フローと基本理念



16. 災害支援制度と復興都市計画

(4) 【参考】復興都市計画策定事例（宮城県）

ア 県によるまちづくり計画案の提示

宮城県では、沿岸被災市町が壊滅的な被害を受け、行方不明者の捜索、避難所運営などの応急対応に追われ、当分の間、復興まちづくり計画の検討を実施することは困難であろうと判断し、被災市町に代わって復興都市計画の案の検討に取組み、沿岸被災市町へ提示しました。沿岸被災市町では、県が提示した復興まちづくり計画案や住民以降調査の結果などを基に震災復興計画の検討を進めました。

表一⑯-2 復興まちづくり計画策定タイムライン

月日	内容
H23. 3. 13	復興まちづくり計画案検討着手
H23. 4. 11~4. 21	各沿岸被災市町へ復興まちづくり計画案提示（第1次案）
H23. 5. 16~5. 19	各沿岸被災市町へ復興まちづくり計画案提示（第2次案）

イ 市町における震災復興計画検討体制の構築

沿岸被災市町では震災復興計画を策定するため、様々な組織を設定している。構成メンバーは学識経験者、住民代表者や地元産業団体代表者といった民間人、行政職員など多様となっていました。

ウ 住民意見の反映

沿岸被災市町の組織において、広く住民の意見を把握し、計画への反映に努めるため、町民会議、地域懇談会や意向調査などの様々な取り組みを実施しました。

エ 復興まちづくり方針の検討

従来とは異なる新しい津波防災の考えを取り入れたまちづくりの考え方を検討し、方針を策定しました。各市町でそれぞれ被害状況や地形等を考慮し、「移転」、「現地集約」、「嵩上げ」、「移転+嵩上げ」、「現地復興」の5つのタイプに分かれていました。

A. 移転

津波の浸水区域外である高台へ居住地を移転

B. 現地集約

海岸堤防や二線堤などの整備により津波に対する安全性を高めた区域に居住地を集約

C. 嵩上げ

津波浸水区域の一部を嵩上げ、居住地を整備

D. 移転+嵩上げ

「移転」と「嵩上げ」を組み合わせた事例

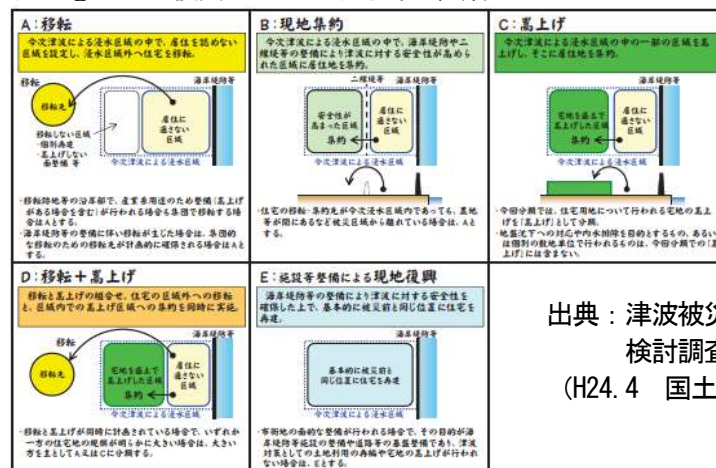
E. 現地復興

被災前と同じ位置に住宅を再建

オ 震災復興計画の策定

沿岸被災市町は、住民代表や学識経験者など、それぞれ多様な構成で検討組織を設置し、発災から約6～9か月の検討機関を経て、平成23年（2011）9月～12月に震災復興計画を策定しました。この震災復興計画には「安全・安心なまちづくり」、「住宅の再建」、「産業の再建と振興」の3つを中心に各沿岸被災市町が目指す様々な基本方針が定められています。

図一⑯-7 復興まちづくり方針の種類



出典：津波被災市街地復興手法
検討調査（とりまとめ）
(H24. 4 国土交通省都市局) p4-3

16. 災害支援制度と復興都市計画

6. 県立都市公園における災害復旧等支援

(1) 県立館山運動公園

公園管理者	千葉県	公園種別	運動公園
公園所在地	館山市藤原	開設面積	25.4ha
主な公園施設	体育館、野球場、少年野球場、庭球場、多目的運動場、駐車場		
災害内容	令和元年台風15号		
災害発生日時	令和元年9月9日		
支援内容	当公園は広域防災拠点に指定されており、陸上自衛隊の災害派遣部隊の宿営地として利用された。		
支援の様子	 		

16. 災害支援制度と復興都市計画

(2) 県立長生の森公園

公園管理者	千葉県	公園種別	広域公園
公園所在地	茂原市押日	開設面積	12.4ha
主な公園施設	野球場、庭球場、ゲートボール場、多目的広場、駐車場		
災害内容	令和5年台風第13号の接近に伴う大雨により、4年前を上回る記録的な雨量を観測した茂原市において、多大な浸水被害が発生し大量の災害廃棄物が発生した。		
災害発生日時	令和5年9月8日		
支援内容	被災した市から、県立長生の森公園内に「災害廃棄物の仮置場」を開設したい旨の要請があったことから、当該仮置場について協議を行い、開設を認めた（広域防災拠点としての使用が予定されない場合等に限る）。		
支援の様子	 		